

「桜井市地方就職支援金交付事業」の概要

目的

東京圏の大学を卒業した学生の桜井市への移住を伴う県内就職を支援するため

支給金額

1人1回16,000円

(16,000円を下回る場合は、当該額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))

対象者

次の①②すべてを満たす者

① 移住等に関する要件 次に掲げるア～ウの要件を全て満たすこと。

ア 移住元に関する要件

イ 移住先に関する要件

ウ その他の要件

② 就業に関する要件 次に掲げるア・イの要件の全てに該当すること。

ア 就業先に関する要件

イ 就業条件等に関する要件

国の主な改正内容

【抜粋】地域未来交付金(地域未来推進型(移住・企業・就業事業))の申請における注意事項(R8.1.22_内閣府地方創生推進事務局)

3. 地方就職学生支援事業

- ・ 令和 8 年度から、継続して居住する意思の期間を、現行の「5 年」から「1 年」に変更します。併せて返還制度についても、転出による返還に関する期間の変更を行います。
- ・ また、現行制度では、地方就職学生支援事業における就業に関する要件を「移住先地域への勤務地限定型社員としての採用であること」としていましたが、学生にわかりやすい表現とするため、「移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用」に改めます。

県の主な改正内容

就職活動等に係る経費(交通費)に加え、移住に係る経費(移転費)も補助対象とする。

市の主な改正内容

【支給金額】

就職活動等に係る経費(交通費)に加え、移住に係る経費(移転費)も補助対象とする。

交通費 上限 16,000 円、移転費 上限 108,000 円

【対象者】

①移住等に関する要件

イ 移住先に関する要件 継続して居住する意思の期間を、「5年」から「1年」に変更

②就業に関する要件

イ 就業条件等に関する要件 「勤務地限定型社員」についての要件を、以下のとおり表現を変更

- ・本市を中心とした勤務を基本とする採用であること
- ・東京圏(条件不利地域を除く)への勤務を前提としない採用であること。

【その他】

返還について、半額の返還を廃止し、1 年未満に本市以外に移住した場合に全額の返還を求めることとする。